

## インターネットの問題

インターネットは現在の生活に欠かせない道具です。「様々な人と交流できる」「世界とつながる」「楽しみが広がる」「勉強に利用」「障害のある人の行動範囲が広がる」「自分の意見や作品の発表」「情報収集」など、その能力は推し量れないほどの大きさです。このインターネットにつながる機器としてよく利用されるのは、スマホ（スマートフォン）です。スマホの保有率は、13～19歳で約81%、20代で94%に上るそうです。音声通話機能とコンピュータ機能が組み合わさった機械は、若い人たちの必需品となっています。

しかし一方で、問題もたくさん生じているのはご承知でしょう。無料通信アプリを利用したネットいじめや誹謗・中傷、リベンジポルノや児童ポルノ、個人情報無断掲載・拡散、著作権侵害、性犯罪、健康被害、学習や仕事への影響など、いくつも挙げられています。

スマホで撮影した写真の位置情報から自宅住所を突き止められたり、公開した自分の子どもの写真から住所や電話番号、子どもが通っている学校を探り当てられたり、友人と一緒に写った集合写真を友人の承諾なしに公開したりしている状況もあります。位置情報サービスを提供するアプリを本人の知らないうちに入れられて自分の行動を監視され、他者が遠隔操作してメールの読み取りや音声録音、写真やビデオ撮影をした、オンオフを強制的にされていたという事例もあります。自分の行動が他者に監視される可能性のある恐ろしい時代です。

国は、平成14年に「プロパイダ責任制限法（略称）」を制定し、権利侵害があった場合のプロパイダの責任や情報開示を請求する権利を定めています。平成21年には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を定め、適切な利用に関する教育の推進を義務付けています。

国や自治体がこの問題に積極的に取り組むと同時に、各家庭や個人が正しい知識を身に付け、自分も相手も守るという意識を持ち、ルールを守っていくことが求められているのです。

# プロバイダ責任制限法

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号))

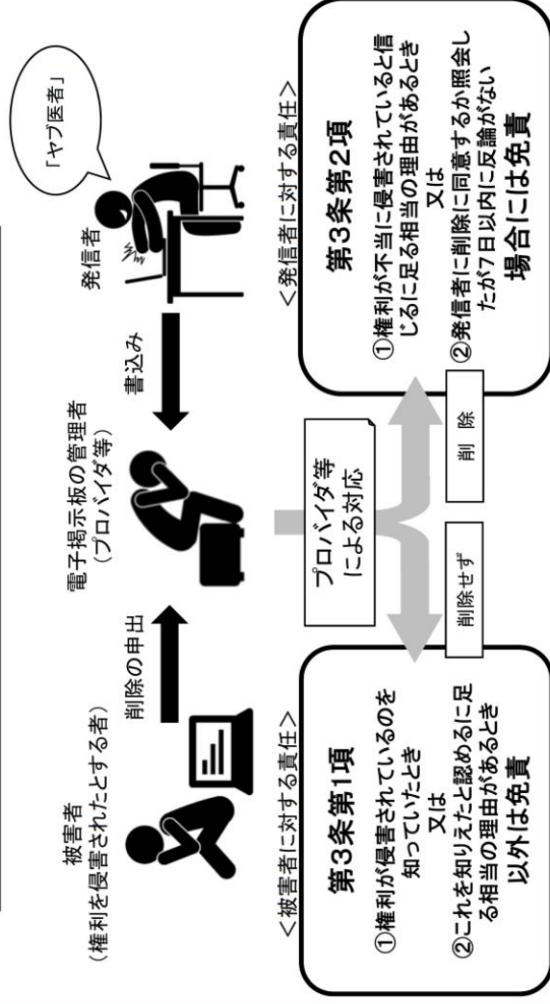
## 背景

インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、プロバイダ等は、以下のように権利を侵害されたとする者又は発信者から法的責任を問われるおそれがある。

- ①他人の権利を侵害する情報を放置 → 権利を侵害されたとする者から損害賠償請求を受ける可能性
- ②実際は他人の権利を侵害していない情報を削除 → 発信者から損害賠償請求を受ける可能性

⇒プロバイダ等において「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、削除等が行えるようにするための法制度を整備するもの。

## プロバイダ等の免責要件の明確化(法第3条)



## 発信者情報開示請求(法第4条)

